

和歌山県消防学校液化石油ガス調達仕様書

和歌山県消防学校の宿泊棟の浴室の温水等及び厨房を適正な状態で稼働させるため、液化石油ガスの調達並びに保安について定めるものとする。

なお、本仕様書では甲とは和歌山県をいい、乙とは納入業者をいう。

1 契約方法

液化石油ガス調達単価契約

2 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

3 納入場所

和歌山県消防学校

和歌山市加太2362番19

4 納入方法

- (1)乙は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4及び第37条の5の4に規定するLPGバルクローリー車による供給を行うこと。
- (2)乙は、祝日でない月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間で、消防学校と協議の上納入を行うこと。

5 和歌山消防学校の運営等

(1)業務を行わない日

訓練期間中は土曜日及び日曜日午後5時まで

それ以外の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始

(2)業務時間

5時00分から20時00分

(3)建物概要

規模：地上2階

高さ：8.0m

延べ床面積：約1,570㎡

(3)ガスバルク概要

*ガスバルク

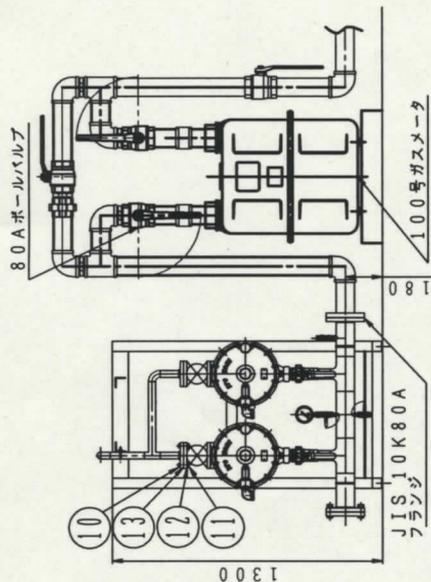
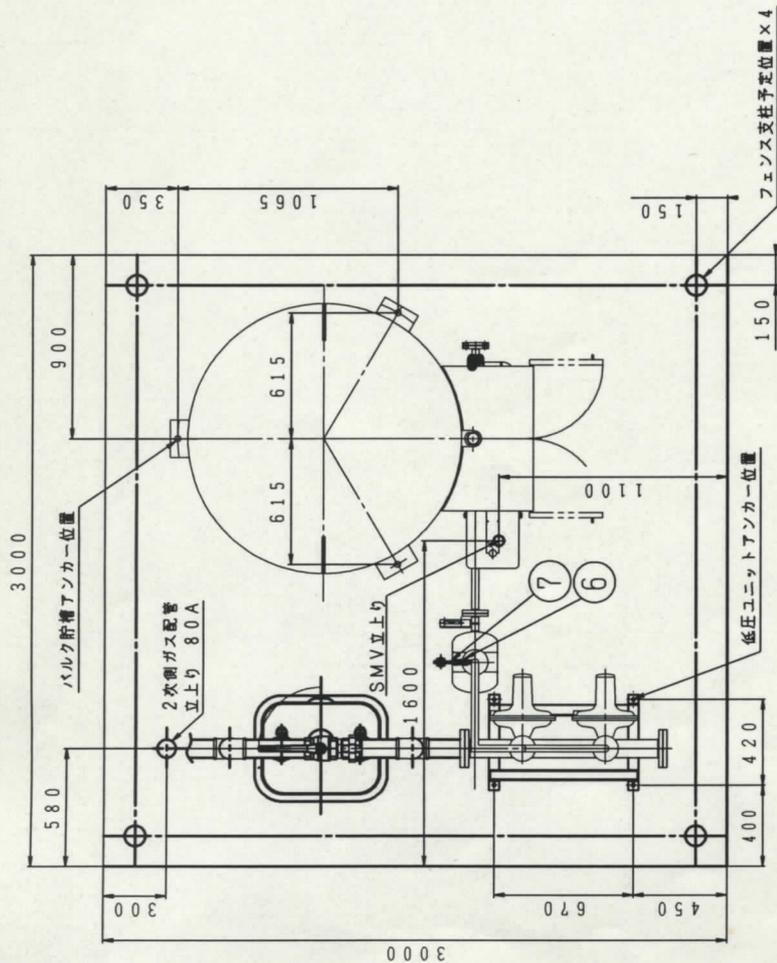
・LPガスバルク貯槽：I・T・O製 980Kg 壺型

*予定使用量

約3,000Nm³

(4)使用ガス器具概要

- | | | |
|--------|--------------------|------|
| ①給湯器 | (株)ノーリツ CQ-C5032WZ | 合計9台 |
| ②熱風炉 | PF-6051 | |
| ③衣類乾燥機 | (株)TOSEI TG~226 | 合計4台 |
| ④ポイラー | SZ-160 | 合計2台 |
| ⑤ガス炊飯器 | リンナイ(株) RR50S1 | |
| ⑥ゆで麵機 | タニコー(株) TGUS-50 | |
| ⑦3コンロ | TSGT-1232 | |
| ⑧コンロ | TGL-0610F | |
| ⑨食器洗浄機 | ホシザキ電気(株) WB-25H-2 | |



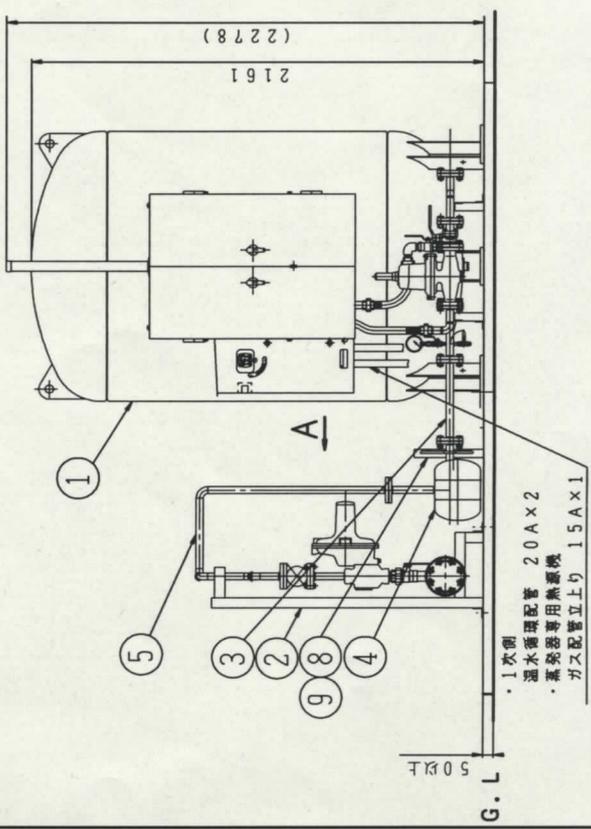
A 矢視図

参考 > 固定用アンカーボルトサイズ

- ① バルク貯槽 M20 × 3 個
- ② 低圧ユニット M10 × 4 個
- ③ 架台 M10 × 2 個

13	フランジパッキン	5	ノンスラスト 25A用
12	バネ座金	20	SUS304 JIS 16 2号
11	六角ナット	20	SUS304 JIS M16 1種
10	六角ボルト	20	SUS304 JIS M16 × 50
9	Uボルト (ナット、平座金付き)	1	SUS304 5/16 × 1
8	架台	1	SS400
7	ブラゲ	1	FCMB270 15A
6	ボールバルブ	1	C3771B他 KITZ IT401型 (15A)
5	中圧配管	1	STPG370他 25A
4	ドレンチャムパー	1	STPG370他 25A
3	中圧配管	1	STPG370他 25A
2	低圧ユニット	1	SS400他 BK-101W-J-02
1	温水循環式蒸発器付バルク貯槽	1	SM490B他 980T-10M101-J
番号 部品名 数量 材質 摘要			
型式		980T-10M-BK101W	
品名		バルクシステム	
組立図			
製図		図番	
'16年1月21日		980T-10M-BK101W-9-J	
尺度		図法 照査 検図 設計 製図	
1:25		A3 第3角法	
		中実 品川 橋本 橋本	

I-T-O株式会社



1 次側 温水循環配管 20A x 2
蒸発器専用熱交換機
ガス配管立上り 1.5A x 1

⑧フライヤー タニコー(株) TGF L-45C

①と③, ④以外の機器は各1台です。

6 その他

- (1) 乙は、甲に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条に規定に基づく液化石油ガスの販売を行うこと。
- (2) 乙は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条に規定する保安業務を行うこと。
- (3) 乙は、ガス漏れ等がないようガスバルクを適切に監視すること。
- (4) ガスバルク貯槽内の残量管理を24時間常時通信機能システムをもって管理すること。
- (5) 乙は、既設のガスメーターに替えて、乙の負担においてガスバルクの規格に適合したガスメーターの設置を行うことができる。
- (6) 乙は、液化石油ガス供給契約の契約期間終了後、新たに液化石油ガス供給契約を締結した液化石油ガス販売業者(以下「新規販売業者」という。)に遅滞なくバルク供給の引継ぎを完了するため、液化石油ガスをバルク貯槽に規定量充填して引き渡すものとし、新規販売事業者は、これに立ち会うものとする。
- (7) 乙は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第51条に規定する貯蔵施設等設置許可申請を行う場合に係る申請の費用を負担する。
- (8) 契約期間中において、物価の変動等により液化石油ガスの市場価格の変動が著しい場合で、液化石油ガスの単価を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議の上、液化石油ガスの単価を変更することができるものとする。